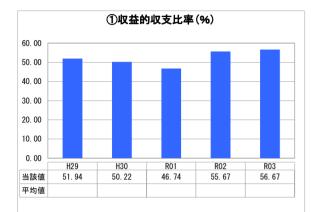
# 経営比較分析表(令和3年度決算)

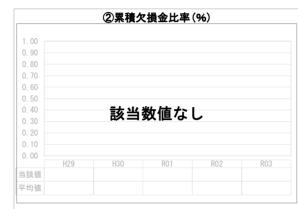
#### 埼玉県 美田町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
_	該当数値なし	49. 64	100.00	3. 741

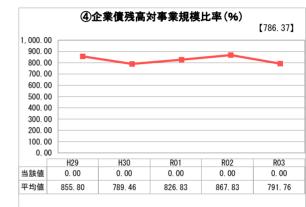
人口(人)	面積(km²)	人口密度(人/km²)
10, 994	33. 41	329. 06
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km²)	処理区域内人口密度(人/km²)
5, 443	2. 82	1, 930. 14

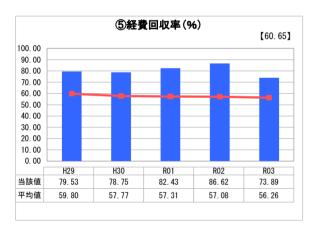
# 1. 経営の健全性・効率性



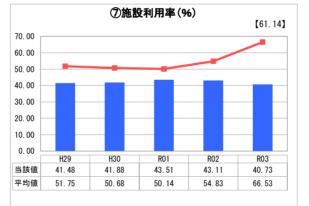


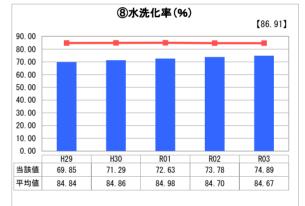




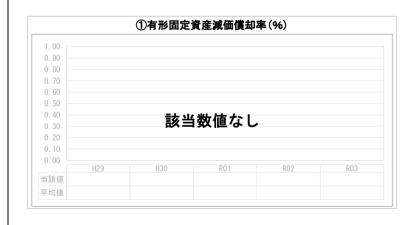


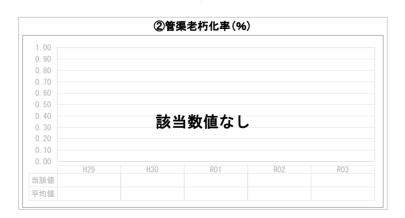


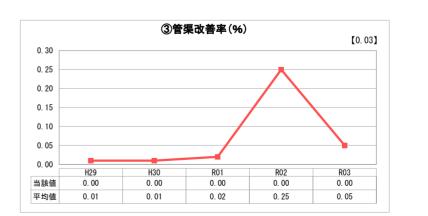




### 2. 老朽化の状況







# ※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

#### グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和3年度全国平均

#### 分析欄

#### 1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率

修繕費や光熱費の増加に伴い維持管理費は増加した が、使用料収入や過年度に申告した消費税の修正申告還 付金の発生により、収益的収支は前年度に比べ改善して いる。しかし、総収益の多くを一般会計繰入金に依存し ているため、加入促進により接続件数を増やし、総収益 に占める使用料の割合を改善していく必要がある。 4 企業債残高

地方債残高の全てが一般会計負担額である。 ⑤経費回収率

使用料収入は増加したが、修繕費や光熱費の増加に伴 い維持管理費が増加したため、経費回収率は前年度に比 べ低下している。また、供用開始が比較的新しい処理区 は接続率が低く、経費回収率は依然として100%を下回っ ている。このため、未接続世帯への加入促進による使用 料収入の確保や維持管理費の削減に向けた取組みが必要 である。

⑥汚水処理原価

修繕費や光熱費の増加に伴う維持管理費の増加によ 、汚水処理原価は前年度に比べ増加している。今後も 未接続世帯への加入促進を行い、有収水量を確保する必 要がある。また、老朽化が進んでいる施設の維持管理費 の削減に向けた取組みが必要である。

⑦施設利用率 ⑧水洗化率

供用開始が比較的新しい処理区は接続率が低いため、 類似団体と比較するといずれも低い数値となっている。 このため、戸別訪問、広報誌、DM送付等による加入促 進を行い、施設利用率及び水洗化率の向上を図る必要が ある。また 施設利用率については 最適整備構想や現 在策定を進めている維持管理適正化計画により施設規模 を再点検し、施設の統廃合を検討する必要がある。

## 2. 老朽化の状況について

美里町の農業集落排水事業は平成7年度に十条処理区、 小栗処理区、平成9年度に広木処理区、平成10年度に沼上 処理区、円良田処理区、平成16年度に駒衣処理区、平成 25年度に南部中央処理区が完成し、全7処理区が供用開始 となっている。すでに半数以上の処理区が供用開始から 約20年経過しており、施設の老朽化により維持管理費は 増加傾向にある。このため、現在策定を進めている維持 管理適正化計画に基づく計画的な更新を行うなど、維持 管理費の削減に向けた新たな取組みが必要である

また、将来の更新費用を抑制するため、十条処理区及 び沼上処理区は、公共下水道への接続工事を実施してお り、令和5年度中の供用開始を予定している。他の5処 理区についても、最適整備構想や維持管理適正化計画を 基に、施設の統廃合やダウンサイジングを検討するほ か、適正な機能保全を行い、維持管理費及び施設更新費 に要する費用の削減を目指す。

#### 全体総括

現状、浄化槽が健全に稼働していることなどの理由に より、比較的供用開始が新しい処理区では、なお接続率 が低い水準にある。一方で、施設の老朽化により維持管 理費は増加傾向にあるため、使用料収入では汚水処理費 の全額を賄うことが出来ず、経営を一般会計繰入金に依 存している状況である。

このため、今後も公衆衛生の向上や河川等の水質保全 による良好な環境の創造を目的としつつ、安定した事業 運営を行うためには、使用料収入の確保、維持管理費の 削減、施設更新費の抑制に向けた取組みが必要である。

使用料収入の確保については、戸別訪問、広報誌、D M送付等による一層の加入促進を行い、接続率の向上を 図る。また、維持管理適正化計画を策定し、維持管理費 の削減を図るとともに、施設の統廃合や機能保全の方法 を検討し、施設更新費の抑制を図る。

この他、令和5年度から地方公営企業法を適用し、令 和6年度から使用料を定額制から従量制へ変更するな ど、経営の効率化を図る。